

## ◎ 保険証一斉更新後について

### 令和6年12月2日以降の保険証廃止に伴い送付される書類

大阪府小売市場国民健康保険組合  
TEL 06-6942-1691

該当	書類名	配布時期	目的
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>「大切なお知らせ」</b> * A4用紙	<u>現行の保険証更新時（今回）</u> 被保険者全員に。	マイナンバー情報の確認 ※お手元のマイナンバー（4ケタ）
<input type="checkbox"/>	<b>「資格情報通知書」</b> * A4用紙	<u>令和6年12月2日以降随時</u> 現行の保険証の有効期限が切れた場合、又は返還された場合。 ※マイナ保険証はすでにご利用いただける状態です。	令和6年12月2日以降の保険証廃止後、 <u>マイナンバーカードを保険証として登録している方</u> はマイナンバーカードが保険証となり、被保険者資格情報を確認できる為の重要な用紙です。 機器の故障等、マイナンバーカードが読み取れない場合に併せて提示してください。
<input type="checkbox"/>	<b>「資格確認書」</b> * 紙カード	<u>令和6年12月2日以降随時</u> マイナ保険証に変更した場合は不要。	令和6年12月2日以降の保険証廃止後、 <u>マイナンバーカードを保険証として登録していない方</u> に保険証の代わりとして。

- 保険証（現行の保険証）・・・ 有効期限まで有効ですが、12月2日以降に手続き等で更新する場合、現行の保険証ではなく、必要に応じて「資格情報通知書」又は「資格確認書」を送付致します。
- マイナ保険証・・・ マイナンバーカード（写真付）を保険証として登録している場合、マイナンバーカードが保険証となります。※12月2日以前から使用可能です。